平成２１年（フ）第２３２号
神戸市東灘区本庄町１丁目12番13号
債務者　原田　　存
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２３３号
兵庫県相生市陸本町15番17号
債務者　原田　正二
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３２３号
兵庫県神崎郡市川町小畑2864番地
債務者　高橋千代美
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３２４号
兵庫県神崎郡市川町小畑2864番地
債務者　高橋　幸生
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３６６号
兵庫県姫路市御立東１丁目11番７号
債務者　松本　　昭
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３６７号
兵庫県姫路市御立東１丁目11番７号
債務者　松本　博子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３９１号
兵庫県姫路市船丘町290番地３　船丘ビル404号
債務者　石井　宏和
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４１３号
兵庫県揖保郡太子町矢田部387番地１、従前の住所兵庫県姫路市御立西５丁目５番28―303号パークサイドナガイ
債務者　マリッジベルしらさぎこと　武藤　滝人
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５３２号
兵庫県加古川市平岡町二俣1011番地神鋼二俣社宅Ａ３―305号、従前の住所兵庫県姫路市白浜町甲221番地１県住２号棟303
債務者　境野　慶子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６０７号
兵庫県姫路市市川台２丁目２番地　市住14―13号
債務者　土井二三夫
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６４６号
兵庫県姫路市飾磨区英賀保駅前町１番地１ファーストイン英賀保802号
債務者　大木久美子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６４８号
兵庫県加古川市平岡町土山1010番地の１アレックス103号
債務者　渡辺　文男
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１６９号
鳥取県西伯郡伯耆町久古61番地
債務者　来海　康宏
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１９８号
鳥取県米子市河崎384番地４
債務者　足立　貴史
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１１９８号
広島市佐伯区八幡東２丁目24―18、住民票上の住所広島市佐伯区千同２丁目２番32―402号
債務者　ほうり塗装こと　寶理　和彦
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４７３号
広島県東広島市八本松町宗吉1143番地22
債務者　中島　　光
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４７８号
広島市安佐北区可部８丁目19番６―８号
債務者　西村眞由美
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部